

地域密着型サービス自己評価及び外部評価の 適切な実施について

◎ 認知症対応型共同生活介護指定事業者は、毎年、自己評価及び外部評価を行うことが義務づけられています。

認知症対応型共同生活介護指定事業者（いずれも介護予防を含む。）は、地域密着型サービス指定基準の第97条第7項及び地域密着型介護予防サービス指定基準第86条第2項の規定並びに各市町村条例により、自己評価及び外部評価の実施が義務づけられています。

この評価は、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図るため、原則として少なくとも年に1回は実施すべきものであり、評価を実施しなかった場合には指定の取消等もあり得ることに留意し、今後とも適切に対応いただきますようお願いいたします。

◎ 外部評価は、5年間継続し所定の要件を満たした場合、県（市町村経由）への緩和申請を行うことで、2年に1回とすることができます。ただし、外部評価を実施しない年は、受付期間中に、その都度申請を行い、承認を受ける必要があります。

外部評価については、「宮崎県地域密着型サービスの自己評価及び外部評価に関する実施要綱」（以下「要綱」といいます。）により、5年間継続して外部評価を実施し、かつ、次の要件を満たした場合は、2年に1回、県（市町村経由）に緩和申請を行って承認を受ければ、当該年度の外部評価は実施されたものとみなされます。（6年目に緩和申請、7年目は外部評価、8年目に緩和申請、9年目は外部評価……を繰り返していくことになります。）

緩和の要件（全ての要件を満たす必要があります）

- (1) 「自己評価及び外部評価結果（要綱様式別紙4-1）」及び「目標達成計画（要綱様式別紙4-2）」を市町村に提出していること。
- (2) 運営推進会議を過去1年間におおむね2月に1回以上開催していること。
- (3) 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず参加していること。
- (4) 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4及び6の実施状況（外部評価）がすべて適切であること。
- (5) 過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であること。

<提出書類>

- 要綱様式第1号「地域密着型サービス外部評価実施回数適用申請書」（以下、「申請書」といいます。）
- 運営推進会議に関する資料（実施状況及び構成員の出席状況が確認できるもの。申請書提出日前1年間分）

◎ 県（市町村経由）への緩和申請の受付期間

4月1日～4月20日、9月1日～9月20日（受付開始日、最終日が市町村の閉庁日である場合には、各々その翌日）